

## 『救急蘇生法適任者』資格取得講習会

兼 日本赤十字社『赤十字救急法基礎講習』修了・  
文科省通達『プールの安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習会  
安全水泳法・水泳インストラクター・アクアフィットネスインストラクター等  
有資格者更新研修会

### 開催要項

日本スイミングクラブ協会北海道支部  
会 長 小野正之  
安全水泳委員長 小椋達也

- 1) 主 催 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会
- 2) 主 管 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会
- 3) 管 轄 : 日本スイミングクラブ協会北海道支部安全水泳委員会
- 4) 期 日 : 令和4年 1月22日(土) 及び 1月23日(日)
- 5) 会 場 : 音更町温水プールアクリナちゃっぼ  
〒080-0335 北海道河東郡音更町希望が丘2  
※人数により会場が変更になる場合がございます。

#### 6) 対象及び受講料 :

##### I. 救急蘇生法適任者講習会 (資格取得者用) ※2日間の受講

受 講 料 : 13,200円 [検定料・教材費を含む]  
参加者資格 : 義務教育修了者

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。  
なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目(4.5時間)を免除します。

減免後受講料 : 7,700円 (5,500円減免)

##### II. 更新研修会 (有資格者用) ※1日目のみの受講

受 講 料 : 9,240円 [教材費・更新証明書発行手数料を含む]  
参加者資格 : 下記いずれかの資格の更新研修会として受講される方。

(この講習会で、下記資格を複数更新することができます)

○安全水泳資格 (安全水泳法管理者資格・救急蘇生法適任者資格)

※安全水泳法管理者資格の更新希望者は、2日目のアシスタントとしての参加が必須となります。(受講料に変更はございません。)

○水泳インストラクター資格

○アクアフィットネスインストラクター資格

○アクアダンスインストラクター資格

○水泳教員資格

○メディカルアクアフィットネスインストラクター資格

### Ⅲ. 救急蘇生法基本講習会（無資格者用） ※1 日目のみの受講

受講料：8,140円 [教材費を含む]

参加者資格：義務教育修了者 ※受講された方には修了証を発行します。

修了証の有効期限は4年（適任者資格を取れる期限）で、その間2日目を受講し、試験に合格すれば救急蘇生法適任者の資格が取得できます。

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。

なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目（4.5時間）を免除します。

減免後受講料：2,200円（5,940円減免）

7) 定員：10名（更新講習会参加者含む）

8) 申込締切：令和3年12月22日（水）

9) 申込方法：①電話予約の上、申込用紙に必要事項を記入の上、下記住所宛に申込締切日必着でお送り下さい。

②同時に下記口座へ参加料を振込み、銀行振入金領収書のコピーを添付して下さい。

③更新講習会参加者は資格の認定カードの写しが必要ですので、同封してお送り下さい。

10) 送付先：

送付先	〒080-0028 帯広市西18条南36丁目1番地16 小椋達也方 日本スイミングクラブ協会北海道支部安全水泳委員会宛
振込先	銀行名：ゆうちょ銀行 口座：普通預金 02760-5-3206 口座名：(社) 日本スイミングクラブ協会北海道支部

11) その他：イ. お納め戴きました参加料は、理由を問わずご返金致しませんので予めご了承願います。

ロ. 2名以上のご参加の場合は、申込書をコピーしてお使い下さい。

ハ. 新型コロナウイルス完全防止のためマスク着用の上、お越し下さい。  
また、発熱者・体調不良者はご参加できません。

ニ. 社会情勢の変化により、中止となる場合がございます。予めご承知おき下さい。

ホ. 新型コロナウイルス感染予防対策として、受講者の皆様には講習会当日に「健康チェック表」をご提出して頂きます。

ヘ. 会場付近等詳しい案内は、申込締切日後以降に受講証と一緒に送ります。

■注記■ この講習会は文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習を兼ねています。Ⅰ～Ⅲの講習会の1日目（基本講習会）を受講修了しますと、『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習受講修了証を全員に発行します。監視員・救護員講習受講のみが目的の方は、Ⅲの救急蘇生法基本講習会にお申し込み下さい。

# プログラム

第1日目 (救急蘇生法基本講習会)		第2日目	
8:45	受付・開講式	8:45	受付
9:00 ～ 10:30	プールにおける事故防止と 安全対策・プールの監視業務 【基礎理論】 (1.5h)	9:00 ～ 10:00	【基礎理論テスト】
10:30 ～ 11:30	遊泳用プールの衛生基準 【基礎理論】 (1.0h)	10:00 ～ 12:00	一次救命処置と応急手当 【実技実習】 (2.0h)
11:30 ～ 12:30	昼食	12:00 ～ 13:00	昼食
12:30 ～ 17:00	赤十字救急法 基礎講習 (4.5h)	13:00 ～ 16:00	一次救命処置 【実技実習】 心肺蘇生・AED使用法 (3.0h)  【テスト】
17:00	閉講式(資格取得者以外の方)	16:00	閉講式

講師：日本赤十字社 救急法指導員・水上安全法指導員 小椋達也  
救急法指導員 高橋紀子  
安全水泳法管理者 餌取利行

- 注意：1. 昼食は各時間内に済ませ、その後必ず歯を磨いて下さい。  
2. 都合により講師の変更がある場合があります。予めご了承くださいませ。  
《予約・お問い合わせは、e-mail：swim.tatuya@gmail.com 小椋までご連絡下さい。》

**「救急蘇生法適任者」資格取得講習会参加申込書**  
 (及び 監視員・救護員講習会、有資格更新研修会 参加申込書)

一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会 殿      2021年    月    日

**【Ⅰ、資格取得講習】【Ⅱ、更新研修】【Ⅲ、基本講習 兼、監視員・救護員講習】**

(参加する講習会、研修会に○印をして下さい)

上記講習会(研修会)に参加申込いたします。

指導者登録番号									生年月日			
氏名							男・女	19	年	月	日	(満才)
現住所	〒 —											
	TEL ( ) —											
所属クラブ名												
所属クラブ住所	〒 —											
	TEL ( ) —											
更新資格名												
更新資格登録番号							有効期限	/				

この個人情報、当該講習会に関する連絡以外には使用いたしません。

☆安全水泳法管理者資格更新条件について…安全水泳法管理者資格取得後、有効期限(4年間)に1回以上救急蘇生法適任者講習会の第1日目又は、安全水泳委員会認定更新研修会を受講しなければなりません。この他に、救急蘇生法適任者講習会の第2日目のアシスタントをすることが義務付けられています。ご希望の方はお早目にご連絡下さい。

☆更新できる資格

安全水泳資格(安全水泳法管理者資格、救急蘇生法適任者資格)、水泳インストラクター、アクアフィットネスインストラクター、メディカルアクアフィットネスインストラクター、アクアダンスインストラクター、水泳教員。

(※水泳教師の資格は更新対象となっておりませんので、ご注意ください。)

☆2次案内の郵送先にご希望がございましたら、自宅住所又はクラブ住所の下記( )に丸をご記入下さい。

※受講申込書には、①銀行振込領収書のコピー②資格認定カード又は認定証のコピーを必ず添付して下さい。

※クラブに所属されていない方は所属クラブ住所未記入で構いません。

受付 処理		受付 番号	
----------	--	----------	--

各位

(一社) 日本スイミングクラブ協会  
安全水泳委員会

## 「新型コロナウイルス感染症予防」に関する

### 健康チェック表ご提出のお願い

「救急蘇生法適任者講習会」をご受講される皆様には、新型コロナウイルス感染症予防対応として、健康チェック表へのご提出をお願いしております。

ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※当日、持参いただき「受付」にご提出いただきますようお願い申し上げます。

氏名		記入日 (講習会日)	令和	年	月	日
住所	〒					
TEL :                   —                   —						

#### <講習会までの体温>

日付	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
体温	℃		℃		℃		℃		℃	
日付	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
体温	℃		℃		℃		℃		℃	

※全ての項目にチェックが入っていない(要件を満たさない)場合は、受講をご遠慮下さい。

記入欄	チェック項目
	発熱(37.5℃以上)はない。
	咳・のどの痛みなどの風邪の症状はない。
	だるさ、息苦しさはない。
	味覚や嗅覚の異常はない。
	下痢や嘔気、嘔吐はない。
	その他体調不良はない。
	同居家族や身近な人が感染あるいは濃厚接触者ではない。
	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航または当該在住者との濃厚接触がない。

\*上記の情報は、講習会参加者が新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合に備えるものであり、それ以外の目的では使用いたしません。